

# 視覚障害者のエスカレーター利用のための誘導案内方法について

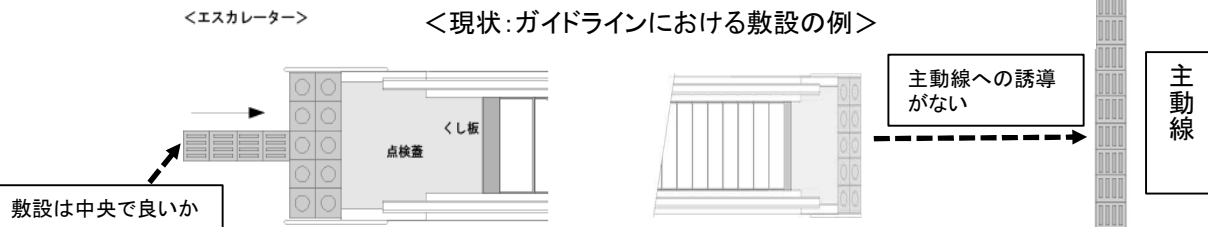
## ○現状と課題

- 旅客施設において、視覚障害者を目的地まで誘導する方法として視覚障害者誘導用ブロックが利用されているが、階を昇降する箇所ではエレベーター又は階段に誘導しているため、視覚障害者からは、負担の軽減や利便性の向上に向けてエスカレーターへの誘導を求める声が強くなっている。
- 視覚障害者誘導用ブロックについては、平成28年度から29年度にかけて開催した「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討委員会」における検討を踏まえ、平成30年3月にバリアフリー整備ガイドラインを改訂し、視覚障害者を旅客施設のエスカレーターへ誘導する場合の敷設条件を示したところである。
- しかし、乗口における敷設方法(エスカレーター中央に誘導するか、片側に寄せて誘導するか等)等については、上記検討委員会において今後の検討課題として整理されたことから、現行のガイドラインでは具体的に示していないため、事業者によるエスカレーターへの誘導用ブロックの敷設が進んでおらず、障害当事者団体からは、敷設促進について早急な対応が求められているところ。
- エスカレーターへの誘導用ブロックの敷設促進に向けて、様々な状況(昇降先や昇降方向が異なるエスカレーターが併設されている、同一方向のエスカレーターが併設されている、途中に乗り継ぎや折り返しがある等)を考慮した敷設方法案を検討し、視覚障害者による検証結果を踏まえた敷設の考え方・事例をガイドラインにおいて示すことが必要。

### エスカレーターに誘導するブロックを敷設する場合の条件

- ・乗口方向のみに敷設
- ・時間帯により進行方向が変更しないESCのみに敷設
- ・乗口方向には進行方向を示す音声案内を設置

※バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編) 平成30年3月改訂



## ○令和2年度の検討会において議論する内容

### 現状の調査・検討

- ・エスカレーターに誘導用ブロックを敷設している事例調査
- ・誘導用ブロックを敷設している事業者の問題意識等の調査
- ・誘導用ブロック敷設方法(案)の整理 等

※検討に当たっては、障害者団体へのヒアリング調査、事業者へのアンケート調査を行う予定。

